

## 個別注記表

自 2020年4月1日 至 2021年3月31日

### 株式会社 JAL ナビア

#### I.重要な会計方針に係る事項に関する注記

##### 1.資産の評価基準および評価方法

###### ①棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品・・・・・・最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

貯蔵品・・・・・・最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

##### 2.固定資産の減価償却の方法

###### ①有形固定資産

1998年4月1日以降に取得した建物および2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法、それ以外のものについては定率法を採用しております。

###### ②無形固定資産

定額法を採用しております。

##### 3.引当金の計上基準

###### ①退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）にわたり均等償却しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）にわたり均等償却しております。

##### 4.収益及び費用の計上基準

###### ①収益の計上基準

当社は、日本航空株式会社からの受託契約に基づき航空旅客に係る予約受付・案内サービスを提供しており、定額部分については契約期間にわたって、従量部分については役務提供完了の時点で収益を認識しております。

###### ②売上原価及び費用の計上基準

役務提供原価・・・・・・役務提供基準

費用については、発生主義により認識計上しております。

##### 5.その他の計算書類作成のための基本となる重要な事項

###### ①資産除去債務に関する会計基準の適用

当社は、賃貸借契約に基づき使用する事務所等について、退去時における原状回復にかかる債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃貸資産の使用期限が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることが出来ません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

## Ⅱ.会計方針の変更に関する注記

### 1.収益認識に関する会計基準の適用

当事業年度より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第 29 号）を適用しております。この変更による財務諸表に与える影響はありません。

## Ⅲ.株主資本等変動計算書に関する注記

### 1.発行済み株式に関する事項

当事業年度末における発行済み株式の数・・・1,000 株